



独立行政法人国際協力機構（JICA）について （資料編）

2021年5月



独立行政法人 国際協力機構

目次

I. JICA債（ソーシャルボンド）の債券フレームワーク	P. 3
II. JICAの政策的位置づけ	P. 9
III. 有償資金協力の業務実績	P. 14
IV. 有償資金協力業務：円借款の概要	P. 18
V. 有償資金協力業務：海外投融資の概要	P. 23
VI. 国内パートナーとの連携・地域経済活性化	P. 26
VII. JICAのESGへの取り組み	P. 31
参考情報	P. 39

I. JICA債（ソーシャルボンド）の債券フレームワーク

ICMAソーシャルボンド原則への適合

- JICAは、国際資本市場協会（International Capital Market Association: ICMA）が定義を公表する原則に適合した**ソーシャルボンドを発行した国内市場で初の発行体です**
- JICA債は、ICMA「ソーシャルボンド原則」に適合する債券として、第三者評価機関よりセカンドパーティーオピニオンを取得しています

ソーシャルボンドの定義

1 対象事業例： 社会開発に資する事業

- 以下の分野などの社会開発に資する事業
 - ✓ 基礎インフラ開発（上下水、衛生、交通等）
 - ✓ 社会サービスへのアクセス改善（健康、教育、職業訓練、金融サービス等）
 - ✓ 住宅支援
 - ✓ 雇用創出（マイクロファイナンス、中小企業支援）
 - ✓ 食糧安全保障
 - ✓ 社会経済開発
- ターゲット層の例示
 - ✓ 貧困ラインを下回る所得層
 - ✓ 社会における少数派グループ
 - ✓ 災害等の影響による脆弱層
 - ✓ 障害者
 - ✓ 移民・難民
 - ✓ 未教育者・未就業者

2 透明性確保のための開示項目

以下4項目に係る透明性が確保されていること。

- 資金使途
- 事業評価・選定プロセス
- 資金管理
- レポーティング

JICA債の現状

1 対象事業： 有償資金協力事業

- 有償資金協力事業の事例（2020年度新規承諾案件）

【新型コロナウイルス危機対応・保健医療システム強化】

- ✓ 12カ国 新型コロナウイルス感染症危機対応借款
- ✓ インド 全インド医科大学マドゥライ校整備事業

【気候変動対策】

- ✓ フィリピン 災害復旧スタンド・バイ借款（フェーズ2）
- ✓ ブラジル 北東部未電化地域電力普及事業

【ジェンダー・雇用創出】

- ✓ メキシコ 女性事業者等向けマイクロファイナンス事業



2 透明性確保の仕組み（概要）

JICAでは以下のように透明性確保に向けた取組みを進めています（詳細は後述）。

■ 資金使途	国際連合および世界銀行の基準に基づく開発途上国において、日本政府の方針（開発協力大綱等）に沿った事業に資金が充当されます
■ 事業評価・選定プロセス	国際標準に基づく評価項目によって審査され、日本政府・外部専門家を交えた透明性のある事業評価・選定プロセスを経て、実施されています
■ 資金管理	有償資金協力勘定はそれ以外の業務の勘定とは区分経理され、会計検査院、会計監査人、監事による点検・監査が行われます
■ レポーティング	個別事業は、事業の実施の事前・事後に定量的な効果指標を含む評価表が作成され、JICAホームページにて公表されています

I. JICA債（ソーシャルボンド）について：資金使途

「資金使途」における透明性確保に向けて

- JICAの有償資金協力業務の基本方針と適格基準はソーシャルボンドの特性である「社会課題の解決」に資するものです
- JICA債による調達資金は、有償資金協力業務に充当されることがJICA法第32条に規定されており、それ以外の業務に使われることはありません。また、2021年度からは、調達資金の資金充当対象から石炭火力発電事業を除外しています。

基本方針に基づいた事業の実施

- JICAの有償資金協力業務は、日本政府の開発協力の基本方針である開発協力大綱に基づき実施されており、その理念・重点政策は、開発途上国の社会課題の解決に資するものです

開発協力大綱の概要

①理念

1) 開発協力の目的

- ・国際社会の平和と安定及び繁栄の確保
- ・日本の平和と安定の維持・更なる繁栄の実現
- ・安定性・透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現
- ・普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護

2) 基本方針

- ・非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- ・人間の安全保障の推進
- ・自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力

②重点政策

1)重点課題

- ・「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- ・普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- ・地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

2)地域別重点課題

- ・世界の各地域に対し、その必要性和特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施
- ・地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる
- ・各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力の実施

所得階層分類に基づく適格基準

- JICAの有償資金協力業務は、国連・世界銀行の所得階層分類に基づき、LDC(*)～卒業移行国への支援を実施することが定められています

図表：所得階層（一部抜粋）（2021年度）

所得階層	一人当たりGNI	国名
L D C かつ 貧 困 国	US\$ 1,035 以下	アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧 困 国	US\$ 1,035 以下	アンゴラ、カンボジア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、シリア、セネガル、ソロモン諸島、タジキスタン、タンザニア、ツバル、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ベナン、ミャンマー、モリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ 1,036以上 US\$ 4,045以下	アルジェリア、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エスワティニ、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、ジンバブエ、スリランカ、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ、モンゴル
中進国以上	US\$4,046以上	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、イラク、イラン、インドネシア、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、サモア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ペリウ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン

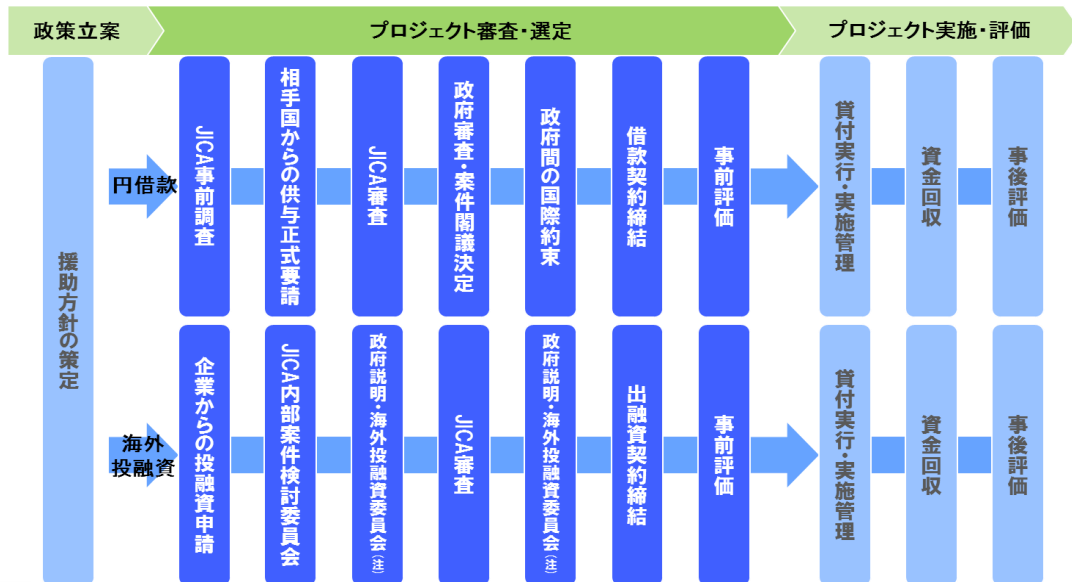
I. JICA債（ソーシャルボンド）について：事業評価・選定プロセス

環境・社会への配慮（セーフガードポリシー）

- JICAの有償資金協力業務では、環境社会配慮ガイドラインに基づき、開発事業が与える可能性のある環境社会影響の回避・緩和に努めています
- 同ガイドラインでは、環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を設定し、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティを確保しています

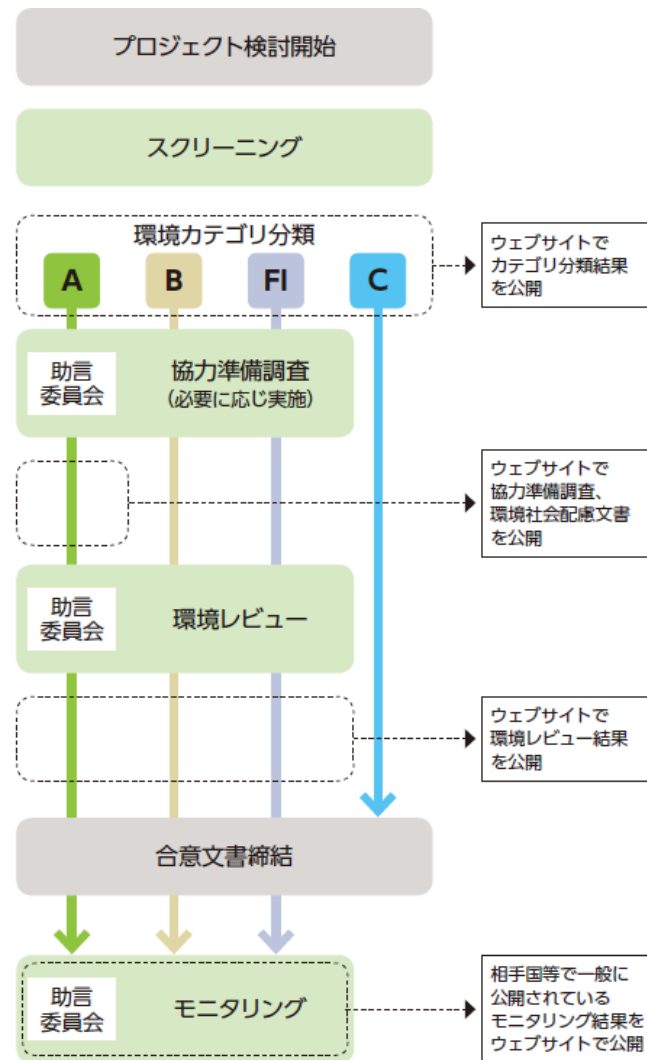
基本方針に基づいた事業の実施

- 事業評価・選定は、経済協力開発機構（OECD）が定める国際標準である「DAC評価6項目」に基づき行われます
- 全事業について、事業評価結果（事前評価表）を公表しています



(注) 第三者から構成され、海外投融資の実施に関し、開発援助及び金融等の知見を踏まえて助言を行うもの。

(URL) http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/index.html



環境社会配慮手続き

(URL) <http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

I. JICA債（ソーシャルボンド）について：資金管理

「資金管理」における透明性確保に向けて

- JICAでは会計検査院、会計監査人、監事の3者体制による検査・監査の仕組みにより常時点検・確認されています
- JICA法第17条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務は経理を区分し、それぞれの勘定（有償資金協力勘定、一般勘定）を設けて、両勘定間の資金流用は認められていません

検査・監査体制



- ① **会計検査院**：国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関。
（日本国憲法第90条および会計検査院法第20条）
- ② **会計監査人**：公認会計士または監査法人。独立行政法人は財務諸表、事業法億書及び決算報告書について会計監査人の外部監査を受けねばならない。
（独立行政法人通則法第39条）
- ③ **監事**：JICAの保有財産及び理事の業務執行を監査する役職。JICAでは3名の監事を置いている。
（独立行政法人通則法第18条およびJICA法8条）

「資金管理」に関する情報公開

- ホームページに事業年度毎の決算公告として監査結果を公開しています

JICA 独立行政法人 国際協力機構

文字サイズ 標準 大きく English Français Español

・ サイトマップ ・ よくある質問 ・ お問い合わせ

ENHANCED BY Google

国際協力に参加したい方 NGOの方 研究者の方 メディアの方 企業の方（民間連携） 投資家の方 サイト活用ガイド

ホーム JICAについて 事業・プロジェクト 各国における取り組み ニュース 国際協力・ODAについて

ホーム > JICAについて > 情報公開 > 決算公告 > 令和元事業年度決算公告

ページを共有する

JICAについて

組織情報

- JICAのビジョン
- 事業展開の方向性
- 理事長あいさつ・活動内容
- 年次報告書
- 組織図表
- 国際協力機構史
- 国内・海外のJICA拠点

情報公開

- 情報公開制度
- 個人情報保護制度
- コーポレートガバナンス
- 調達への取り組み
- 安全対策

各種情報

令和元事業年度決算公告

一般勘定

- 財務諸表 (PDF/530KB)
- 事業報告書 (PDF/851KB)
- 決算報告書 (PDF/305KB)
- 会計監査報告 (PDF/311KB)
- 監査報告 (PDF/694KB)

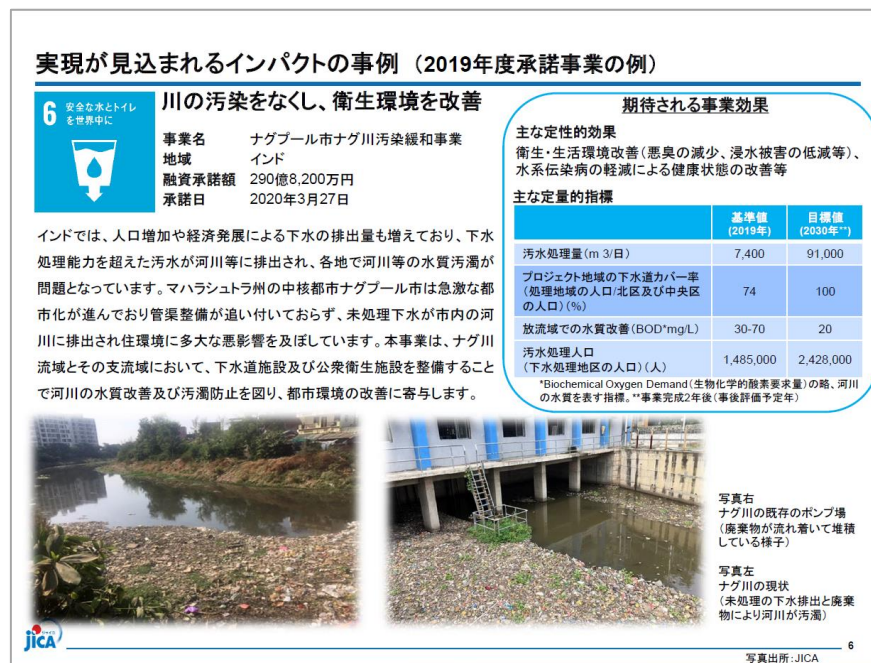
有償資金協力勘定

- 財務諸表 (PDF/539KB)
- 事業報告書 (PDF/831KB)
- 決算報告書 (PDF/109KB)
- 会計監査報告 (PDF/343KB)
- 監査報告 (PDF/329KB)
- （参考）貸出金等の状況

I. JICA債（ソーシャルボンド）について：レポーティング

インパクトレポート

JICA債を通じて調達された資金が、どのように持続可能な開発やSDGs達成を支えているかをまとめています。



(URL) https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Impact_Report.pdf

事業事前評価・事後評価

有償資金協力業務の全事業について、国際的なODA評価の視点である「DAC5項目」に基づき、円借款事業に関する事前評価、事後評価を実施しています。評価結果はJICAホームページで公開されており、評価値と実績値の比較から効果の検証が可能です。

年度実績

年度ごとの有償資金協力業務に関し、以下項目について年次報告書で公表しています。

- 国別・セクター別 新規承諾件数、新規承諾額
- 国別貸付実行実績、国別出融資実行額
- 国別出融資回収額、国別出融資残高

(URL) <http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

(URL) <http://www.jica.go.jp/about/report/index.html>

I. JICA債（ソーシャルボンド）について：セカンドパーティーオピニオン

「セカンド・パーティー・オピニオン」の取得と概要

- JICAは、ICMAが発行するソーシャルボンド原則との適合性について、株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）からセカンド・パーティー・オピニオンを取得、**「JICA債はソーシャルボンド原則が示す、社会課題への対応を目的とした「ソーシャルボンド」の特性に従うものである」**との評価を得ています
- 上記評価は、ソーシャルボンド原則が債券発行体に情報開示を求める「資金使途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートニング」の4項目を日本総研が評価した結果に基づくものです



資金使途

- JICA債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において**明瞭な適格基準が設定されている**と言える。

事業評価・選定プロセス

- JICA事業では**ソーシャルボンド原則が推奨する外部レビューの体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できている**ことを評価する。

資金管理

- JICA債の**調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されている**と判断する。

レポートニング

- 有償資金協力事業の全件で定量的・定性的な事前評価と事後評価が公開されており、**極めて透明性の高い情報開示が実施されている**。

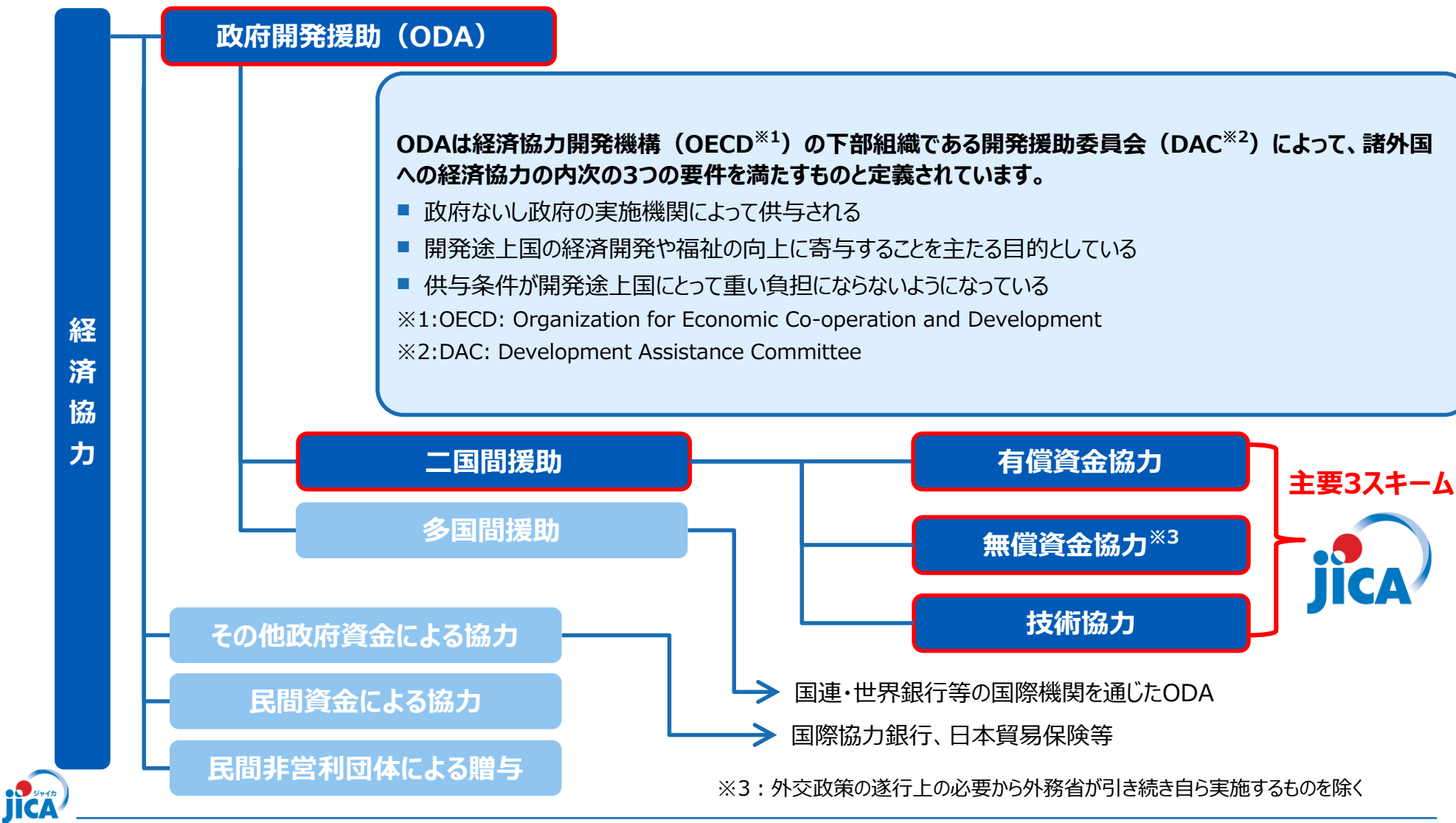
TOKYO PRO-BOND Market上場

- JICA債は、2018年6月に株式会社東京証券取引所が運営するTOKYO PRO-BOND Marketへ上場し、同Marketのグリーンボンド・ソーシャルボンドプラットフォームに登録しています。
- JICAは同Market上場を通じ、（1）ESG市場活性化、（2）日本政府が推進する「アジア債券市場育成イニシアティブ」、（3）東京都が推進する「国際金融都市・東京」構想への貢献を目指しています。
- JICA債は、金融商品取引法第二章の適用外となる財投機関債であり、特定投資家向け私募に該当しないため、同Market上場に拘らず、一般投資家を含む全ての投資家への販売が可能となっている公募債です。



II. 政策的位置づけ： 経済協力におけるJICAの役割

- JICAは日本の政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国に対する国際協力を展開しています。



II. 政策的位置付け：日本の国家戦略等とJICA事業

JICA事業

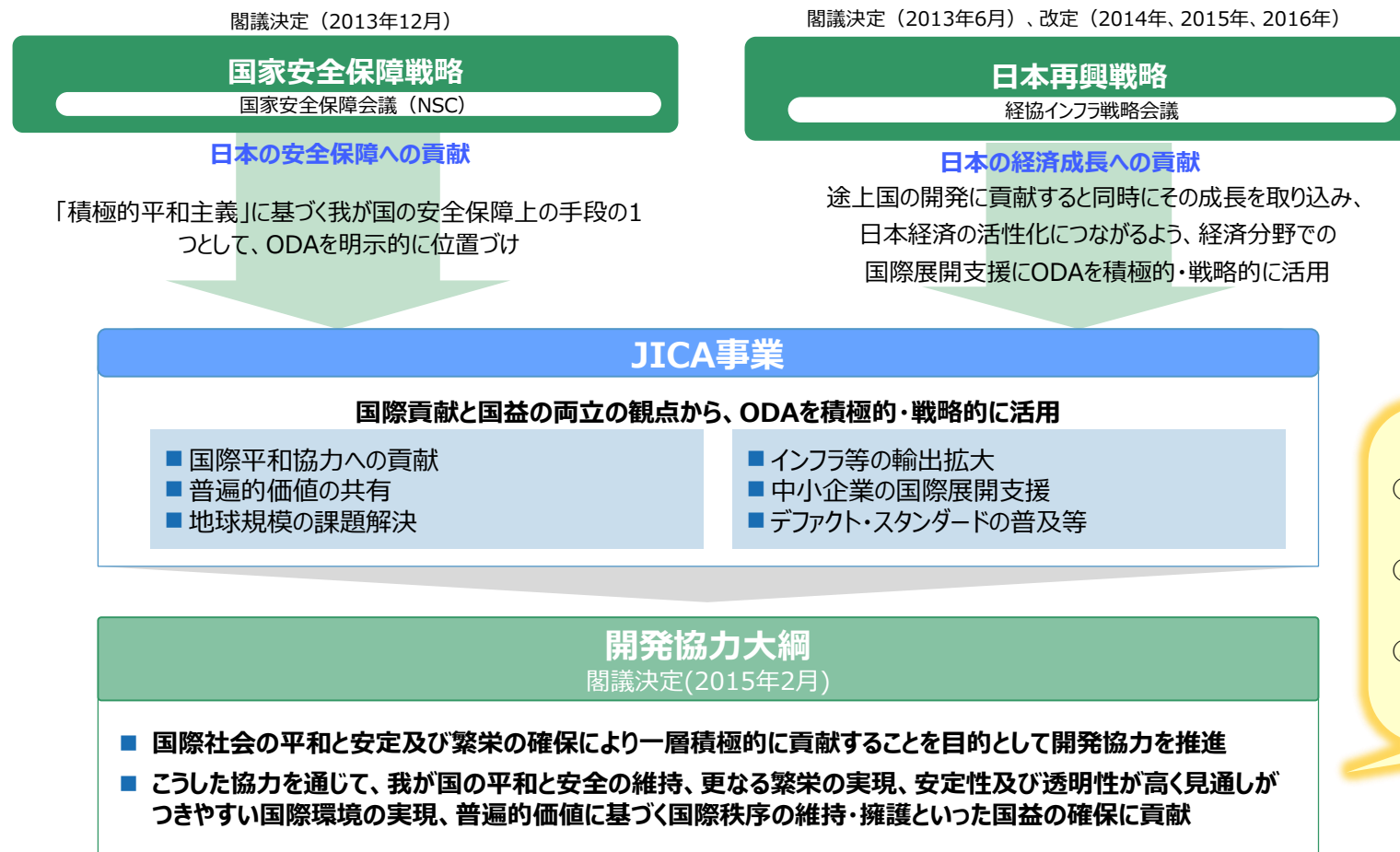
途上国の開発、あるいは国際社会の様々な課題の解決に貢献するとともに、日本の安定と繁栄にも貢献

- ▶ 国際平和協力への貢献
- ▶ 普遍的価値の共有
- ▶ 人間の安全保障の実現
- ▶ 地球規模の課題解決等
- ▶ 「質の高い」インフラ等の輸出拡大
- ▶ 日本方式の普及・促進等
- ▶ 中小企業・地方自治体の国際展開支援

グループ	日本の国家戦略等	内容	JICAの役割
国際協力への貢献	SDGs (持続可能な開発目標)	- 持続可能な世界を実現するための国際目標 - 期間は2016年～2030年で、17のゴール、169のターゲットを設定	- SDGsの17のゴールのうち、10のゴールで中心的役割を果たす - JICA債は日本政府のSDGs実施指針において具体的な施策に位置付けられている
	開発協力大綱	政府開発援助（ODA）の指針を示す政府開発援助大綱を改定する形で定められた開発途上国への協力活動の大綱	- ODAによる開発協力の実践 - 経済成長戦略及び安全保障戦略という主要国家戦略に貢献
政府が主導するインフラ輸出	未来投資戦略 (旧 日本再興戦略)	- 安倍政権における日本の成長戦略 - 日本企業の国際展開支援による海外成長市場の取り込み	- 日本の経済成長への貢献 - 経済分野での国際展開支援にODAを積極的・戦略的に活用
	質の高いインフラ投資関連施策	日本の質の高いインフラ輸出を促進し、日本の経済成長のみならず相手国の経済発展に貢献するWIN-WIN関係を構築する	- 円借款/海外投融資の制度改革 - アジア開発銀行（ADB）との業務協力 - 日本のインフラ技術の普及
日本の国家戦略	国家安全保障戦略 (国家安全保障会議 NSC)	日本の国家安全保障に関する基本方針	- 日本の安全保障への貢献 - 日本の安全保障上の手段の1つとして、ODAを明示的に位置づけ
中堅・中小地方創生	総合的なTPP関連政策大綱	- TPPの効果を真に日本の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策 - TPPの影響に関する国民不安を払拭する政策	新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーンの構築支援（中堅・中小企業等の新市場開拓、インフラシステム輸出促進等）
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するための施策	- 地域中核企業の国際的な事業展開拡大支援 - 地方公共団体のSDGs達成に向けた取組推進の支援

II. 政策的位置づけ：日本の国家戦略とJICA事業

- 2013年度に策定された、①「**国家安全保障戦略（NSS）**」及び、②「**日本再興戦略**」において、ODA等の事業を通じてJICAが果たすべき役割が明示的に位置づけられました。JICAに対して、経済成長戦略及び安全保障戦略という主要な二本の国家戦略における貢献が期待されており、その方針は、2015年2月に改定された「開発協力大綱」に引き継がれています。



重点課題

- ①「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- ②普遍的価値の共有、平和で安定な社会の実現
- ③地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の実現

II. 政策的位置づけ： 質の高いインフラ投資関連施策

円借款の制度改革

- 2015年5月21に東京都内で開催された「第21回国際交流会議 アジアの未来」において、安倍総理により「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱が公表されました。
- その後、2015年11月のASEANビジネス投資サミットにおいて「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、2016年5月には伊勢志摩サミットにおいて「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」として、安部総理より円借款、海外投融資等の制度改善策が発表されました。これを受けて、JICAは円借款の利便性のさらなる向上に取り組んでまいります。

「質の高いインフラパートナーシップ」を支える4本の柱

第一の柱

日本の経済協力ツールを
総動員した支援量の拡大・迅速化

第二の柱

日本とADBのコラボレーション

第三の柱

JBICの機能強化等による
リスク・マネーの供給倍増

第四の柱

「質の高いインフラ投資」の
国際的スタンダードとしての定着

円借款の制度改革

- 円借款の迅速化
- ドル建て借款の創設及び外貨返済型円借款の活用拡大
- サブ・ソブリン円借款における新たな対応（政府保証の例外的免除）
※いずれもJICAの財務健全性を確保することを前提とする施策

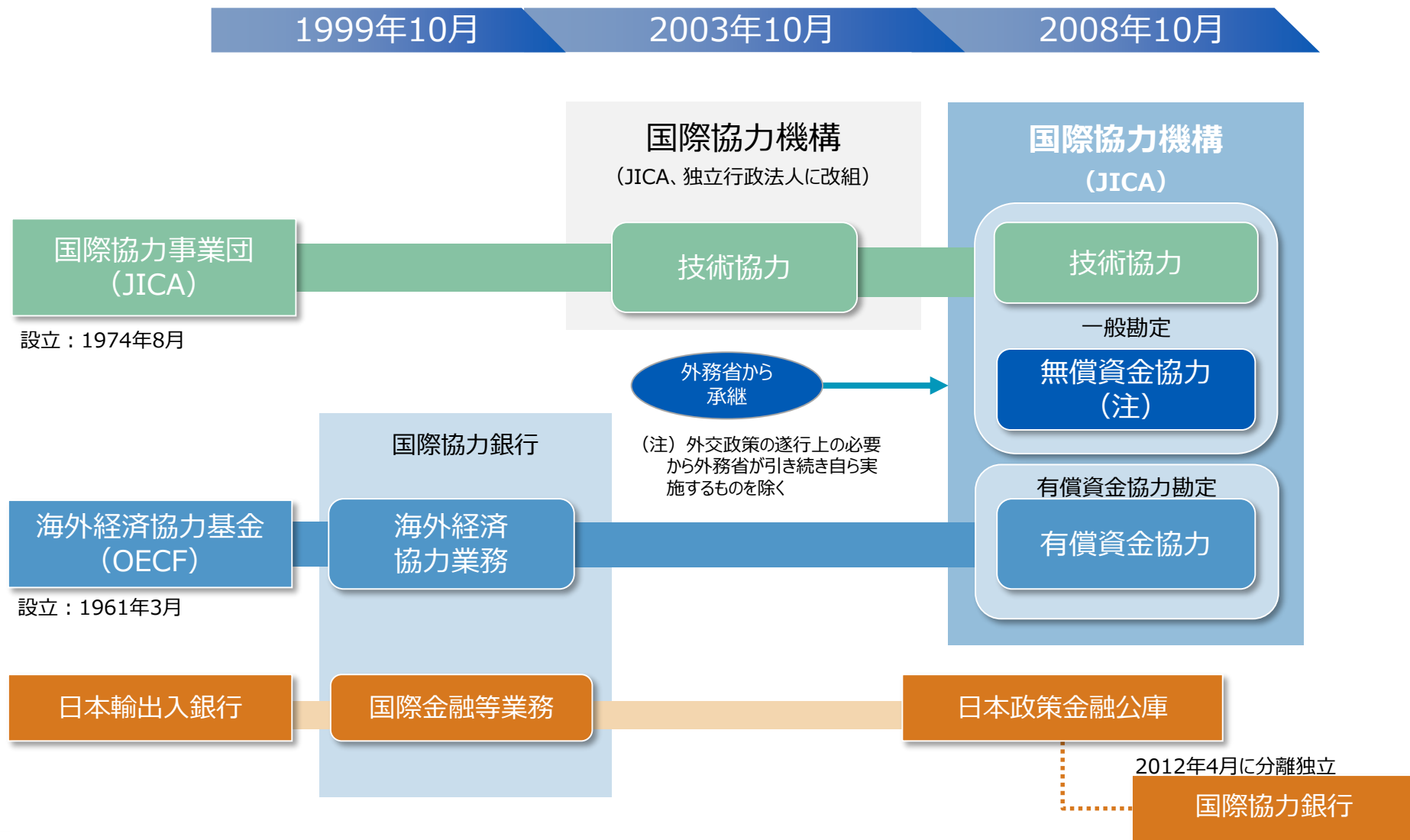
アジア開発銀行（ADB）との業務協力

- 2015年12月17日にADBとJICAは具体的な連携枠組みにかかる覚書を締結。主な内容は以下の通り。
- PPP等民間インフラ案件支援のための信託基金創設
（2016年3月30日に信託基金設立契約を締結した）
 - 公共インフラ整備促進のための開発途上国政府向け協調融資枠組み

日本のインフラ技術の普及

- 途上国から視察団・研修員を積極的に受け入れ（技術協力）、日本の優れたインフラ技術をグローバルに普及
- 質の高いインフラ投資のモデルケースとしてJICAのインフラ案件を世界に発信
（政府は「質の高いインフラ投資事例集」を作成し、世界中の国々と共有）

II. 政策的位置づけ： JICA組織再編経緯



III.業務実績：有償資金協力残高

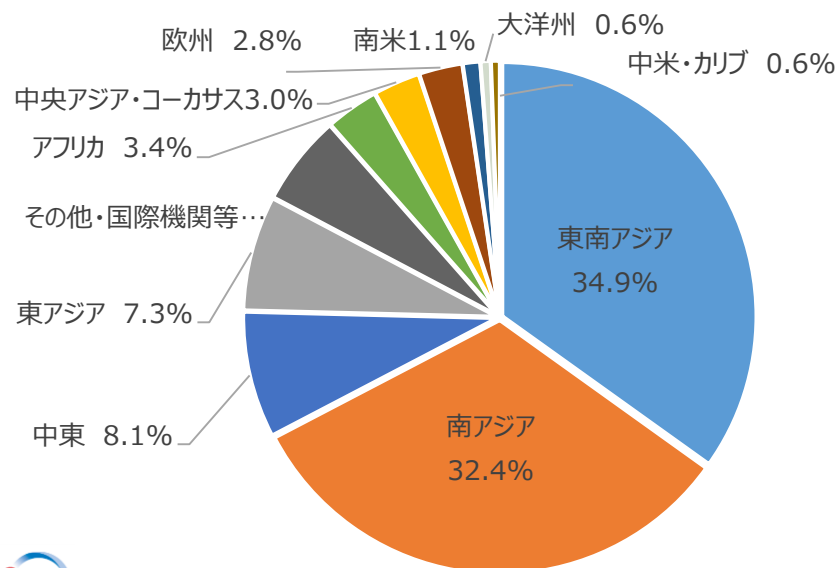
有償資金協力出融資残高（※）

（単位：億円）

	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末
円借款	119,611	122,968	125,751	128,806	135,522
海外投融資	682	953	1,155	1,323	1,297
合計	120,294	123,921	126,906	130,129	136,819

（※ 債権管理上の実績残高であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

地域別有償資金協力承諾割合（累計）（2020年度末時点・金額ベース）



有償資金協力残高上位10カ国（2020年度末時点（単位：億円）

	国名	残高
1	インド	24,830
2	ベトナム	15,829
3	インドネシア	12,465
4	バングラデシュ	9,402
5	フィリピン	8,532
6	中華人民共和国（※）	8,493
7	パキスタン	5,708
8	ミャンマー	4,474
9	イラク	4,310
10	スリランカ	3,718

（※）中華人民共和国に対する円借款は、2007年12月に承諾した6案件をもって新規供与は終了しています。

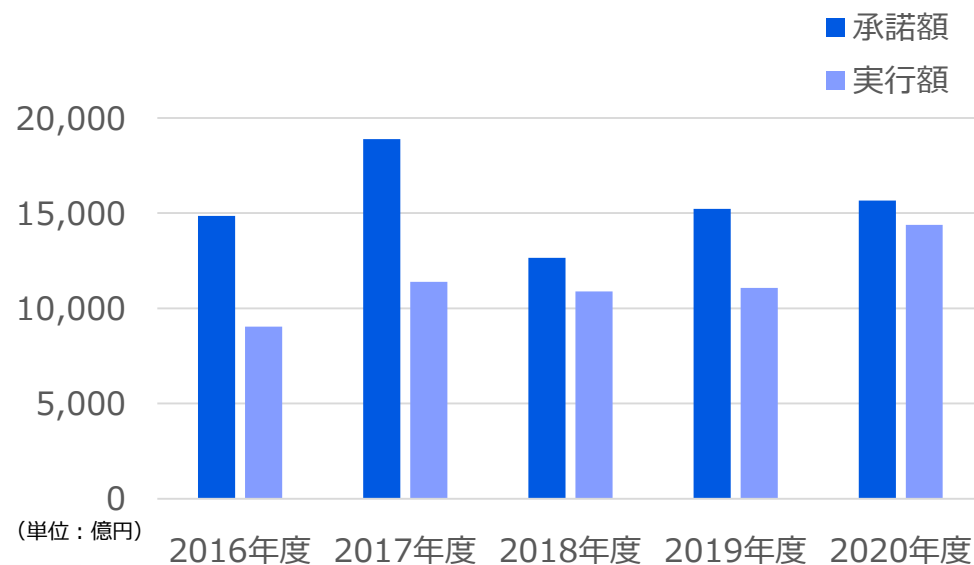
III.業務実績：2020年度有償資金協力承諾額・出融資実行額

有償資金協力承諾額 (単位：億円)

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
14,858	18,884	12,661	15,232	15,666

有償資金協力貸付実行額 (単位：億円)

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
9,046	11,385	10,894	11,079	14,388



2020年度有償資金協力承諾額上位10カ国 (単位：億円)

	国名	承諾額
1	バングラデシュ	3,732
2	インド	3,563
3	フィリピン	2,541
4	インドネシア	1,000
5	ミャンマー	728
6	ベトナム	485
7	モーリシャス	300
8	パプアニューギニア	300
9	エジプト	250
10	モンゴル	250

出所：JICA作成

III.業務実績：2020年度 有償資金協力承諾案件一覧

円借款（2020年度承諾件数：43件）

地域名	国名	案件名	承諾額（億円）
東アジア	モンゴル	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款	250
東南アジア	インドネシア	新型コロナウイルス感染症への積極的な対応及び支出支援プログラム・ローン	500
		災害に対する強靱化促進・管理プログラム・ローン（第二期）	500
	カンボジア	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款	250
	フィリピン	セブー・マクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設事業	1,192
		ダバオ市バイパス建設事業（第二期）	348
		新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款	500
		災害復旧スタンド・バイ借款（フェーズ2）	500
	ベトナム	海上保安能力強化事業	366
		ハロン市下水排水処理事業	119
	ミャンマー	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（投資促進・金融セクター開発プログラム・ローン）	300
東西経済回廊幹線道路整備事業（バゴー・チャイトー区間新道路）		278	
中小企業金融強化事業（フェーズ3）		150	
南アジア	インド	新型コロナウイルス感染症危機対策緊急支援円借款	500
		社会保護のための新型コロナウイルス感染症危機対応支援借款	300
		コルカタ東西地下鉄建設事業（第四期）	91
		全インド医科大学マドゥライ校整備事業	228
		デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ4）（第一期）	1,200
		ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進事業（フェーズ2）	113
		北東州道路網連結性改善事業（フェーズ5）	153
		ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業（フェーズ2）	458
		ベンガルール・メトロ建設事業（フェーズ2）	520
	バングラデシュ	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款	350
		ジャムナ鉄道専用橋建設事業（第二期）	890
		ダッカ都市交通整備事業（5号線北路線）（第一期）	557
		ダッカ都市交通整備事業（IV）	722
		チョットグラムーコックスバザール幹線道路整備事業（E/S）	19
		ハズラット・シャージャラル国際空港拡張事業（第二期）	800
		フードバリューチェーン改善事業	112
		都市開発及び都市行政強化事業	282
		モルディブ	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款

III.業務実績：2020年度 有償資金協力承諾案件一覧

円借款（前頁からのつづき）

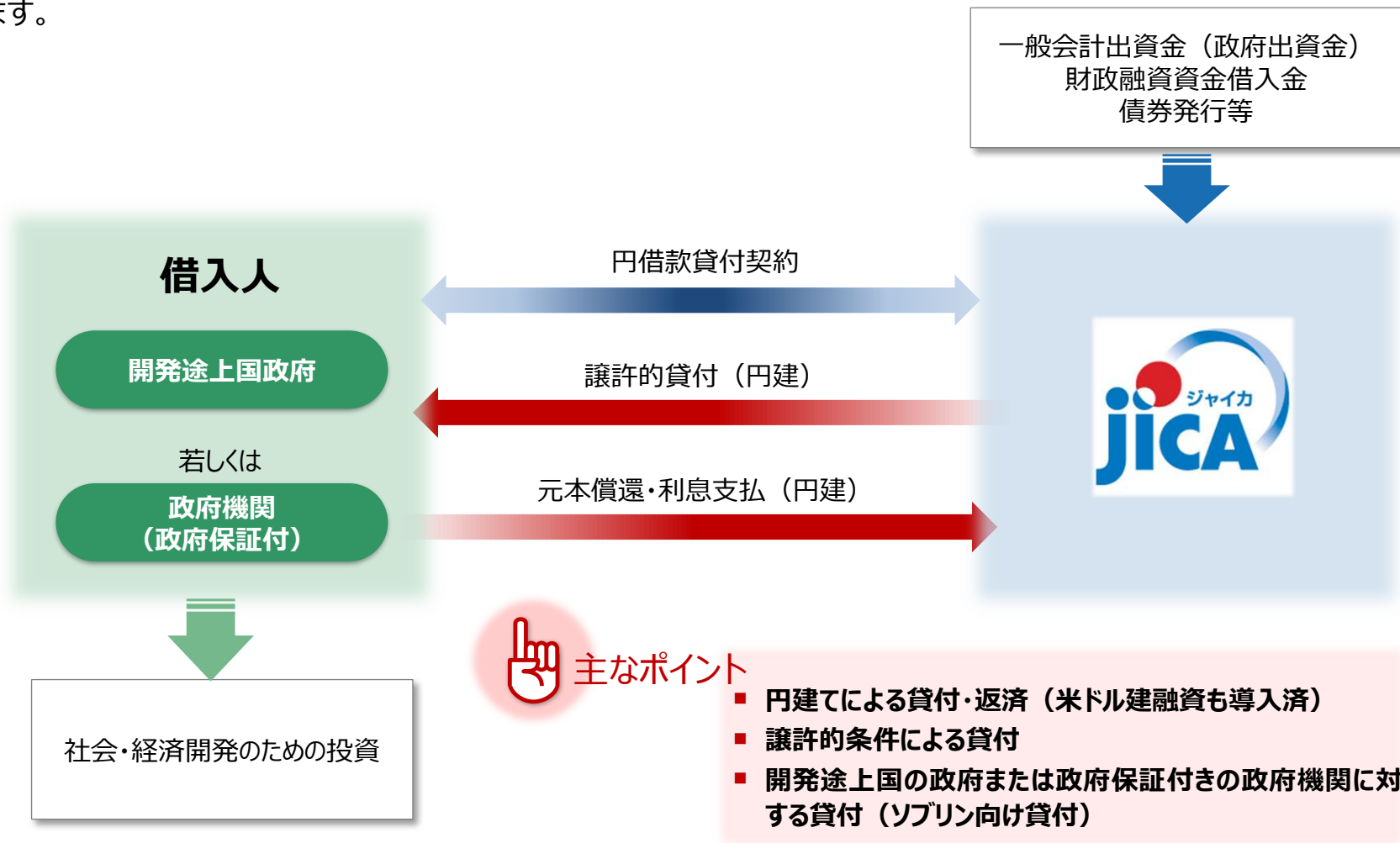
地域名	国名	案件名	承諾額（億円）
大洋州	ソロモン	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款	25
	パプアニューギニア	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款	300
	フィジー	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款	100
中央アジア・コーカサス	ウズベキスタン	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款	150
中東	エジプト	電力セクター改革のための開発政策借款	250
	モロッコ	新型コロナウイルス感染症対応支援プログラム・ローン【ドル建：200百万USD】	208
アフリカ	ケニア	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款（フェーズ2）	80
	セネガル	セネガル川流域灌漑稲作事業	72
	モーリシャス	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款	300
欧州	モルドバ	農業機械・設備近代化事業	21
南米	パラグアイ	シウダ・デル・エステ都市圏水及び衛生事業	91
その他	国際機関	アフリカ開発基金第15次増資のための借款（※アフリカ開発基金（ADF）向け貸付）	736

海外投融資（2020年度承諾件数：10件）

地域名	国名	案件名
東南アジア	インドネシア	カカオ輸出促進・小規模農家支援事業
	ベトナム	ビンズオン省上水道拡張事業
南アジア	インド	低所得者向け住宅普及支援事業
	インド	気候変動対策事業
中東	エジプト	エジプト中小企業支援事業
	モロッコ	地方自治体インフラ整備支援事業
アフリカ	ザンビア・マラウイ	農業バリューチェーン強化事業
南米	ブラジル	ブラジル北東部未電化地域電力普及事業
中米・カリブ	メキシコ	女性事業者等向けマイクロファイナンス事業
全世界	全世界	COVID-19新興国中小零細企業支援ファンド

IV. 有償資金協力業務：円借款の概要

- 円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組みを支援します。



IV. 有償資金協力業務：円借款の供与条件

2021年4月1日以降に事前通報が行われる案件に適用される供与条件

所得段階	一人当たりGNI	条件	適用金利	基準／オプション	金利（％）	償還期間（年）	うち据置期間（年）	調達条件
LDCかつ貧困国	US\$ 1,035 以下 ^{（注1）}				0.01	40	10	アンタイド
LDCまたは貧困国	US\$ 1,035 以下	STEP ^{（注2：以下同じ）}	固定金利	基準	0.10	40	10	タ イ ド
		ハイスベック ^{（注3：以下同じ）}	固定金利	基準	0.25	30	10	アンタイド
		優先条件 ^{（注4：以下同じ）}	変動金利 ^{（注5：以下同じ）}	基準	¥LIBOR+25bp	30	10	
			固定金利	基準	0.55	30	10	
		一般条件	変動金利	基準	¥LIBOR+35bp	30	10	
			固定金利	基準	0.65	30	10	
低中所得国	US\$ 1,036 以上 US\$ 4,045 以下	STEP	固定金利	基準	0.10	30	10	タ イ ド
		ハイスベック	固定金利	基準	0.50	30	10	アンタイド
		優先条件	変動金利	基準	¥LIBOR+65bp	30	10	
			固定金利	基準	0.95	30	10	
		一般条件	変動金利	基準	¥LIBOR+85bp	30	10	
			固定金利	基準	1.15	30	10	
中進国以上	US\$ 4,046 以上	ハイスベック	固定金利	基準	0.70	30	10	アンタイド
		優先条件	変動金利	基準	¥LIBOR+85bp	30	10	
			固定金利	基準	1.15	30	10	
		一般条件	変動金利	基準	¥LIBOR+105bp	30	10	
			固定金利	基準	1.35	30	10	
		コンサルティングサービス		コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。				
プログラム借款オプション		協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。						

※ 上記は基準となる供与条件であり、償還期間が15年、20年、25年のオプションも選択可能。全供与条件は[JICAホームページ](#)に記載。

- (注1) LDCかつ貧困国は分野にかかわらず0.01%、40年（10年）を適用。LDCかつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。
- (注2) STEP（本邦技術活用条件）は、OECDルール上タイド借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP対象国は、OECD公的輸出信用アレンジメント上タイド借款が供与可能な国。但し、LDC（国連開発計画委員会のLDCリスト掲載ページを参照）を除く。
- (注3) ハイスベック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用（適用に当たっては具体的な案件毎に検討）。
- (注4) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。
- (注5) 円LIBOR（6か月物）部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。
- (注6) 災害復旧分野（災害復旧スタンド・バイ借款を含む）は所得階層にかかわらず0.01%、40年（10年）を適用。災害復旧スタンド・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間（据置期間）である20年（6年）、15年（5年）も選択可能とする。
- (注7) PPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款は所得階層にかかわらず変動金利のみとし、金利6か月 ¥ LIBOR + 30～50bp、償還期間は最長40年（最長コミットメント期間 = 30年 + 10年）の範囲内で個別に設定する。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。
- (参考) EPSA（アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ）ソブリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用（ただし、LDCかつ貧困国については、0.01%、40年（10年）を適用）。IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定期的に見直すものとする。中進国以上は固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。

IV. 有償資金協力業務： 円借款の対象国・地域（所得分類）

主要国所得階層別分類（2021年4月改訂）

所得階層	一人当たりGNI	国名
L D C かつ 貧 困 国	US\$ 1,035 以下	アフガニスタン、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧 困 国	US\$ 1,035 以下	アンゴラ、カンボジア、キリバス、コモロ、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、 <u>シリア</u> 、セネガル、ソロモン諸島、 <u>タジキスタン</u> 、タンザニア、ツバル、ネパール、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ベナン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レソト
低・中所得国	US\$ 1,036以上 US\$ 4,045以下	アルジェリア、インド、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、 <u>エスワティニ</u> 、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、カメルーン、キルギス、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、ジンバブエ、スリランカ、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モルドバ、モロッコ、モンゴル
中進国以上	US\$4,046以上	アゼルバイジャン、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、イラク、イラン、インドネシア、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、北マケドニア、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コソボ、コロンビア、サモア、ジャマイカ、ジョージア、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナウル、ナミビア、ニウエ、パナマ、パラオ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モリシャス、モルディブ、モンテネグロ、ヨルダン、リビア、レバノン

* 下線が付された国は2021年4月時点でSTEPが適用可能な国。

IV. 有償資金協力業務：円借款の事業例（完了・事後評価済事業）



持続可能な森林保全を通じ、貧困を削減

事業名 オリッサ州森林セクター開発事業
国・地域 インド
貸付実行額 121億2,600万円
事業完成 2015 年3 月（2018年度事後評価実施）

インドでは人口増加および木材需要の急増により森林伐採が進み、水土保持機能の低下から、農業用水や飲料水も不足し、森林へ依存している貧困層の生活をさらに圧迫していました。本事業では、インド東部オリッサ州にある14の営林区・野生生物林区において、約20万ヘクタール（東京都とほぼ同じ面積に相当）の植林と地域住民の生計改善に向けた取り組みを支援しました。目標を大幅に上回る植林が行われ、対象地域の森林の再生および住民の所得向上を図り、地域の自然環境改善、女性のエンパワーメント、貧困削減に寄与しました。



植林 9 年後の森林（境界線の左側）

主な事業効果（指標）

	基準値 (2005年)	目標値	実績値 (事後評価時)
延べ植林本数 (100 万本)	-	244	942
延べ植林面積 (ha)	-	199,500	213,325
雇用創出 (千人・日)	-	22,000	42,000
受益対象林業従事世帯の1世帯あたりの収入増加割合 (%)	-	10	15



林の中で苗木を育てる女性



沙羅の葉を使って工芸品を製作する自助会の女性メンバー
 「自分で得た収入の使い道を自分で決定できるようになった」と話す女性も多い

IV. 有償資金協力業務：円借款の事業例（実施中事業）



気候災害に強靱な都市づくりを支援

事業名 洪水制御セクター・ローン（フェーズ2）
国・地域 インドネシア
融資承諾額 72億9,900万円
承諾日 2020年3月31日

インドネシアは、洪水、地滑り、地震、火山噴火等の自然災害が多発しやすい国土であり、自然災害による経済損失は年間平均1,800 億円、その内洪水による経済損失は約21%を占め、年間約23 万人もの被災者を生んでいます。近年は、地球温暖化の影響とみられる年間降雨量・降雨パターンの変化が顕著であり、気候変動リスクの高まりと共に水災害の増大が懸念されています。本事業は、洪水被害に脆弱なインドネシアの地方都市において、洪水制御インフラの整備、河川流域管理事務所の組織能力強化、地域住民の防災に対する意識向上により、洪水被害の軽減及び中期的な洪水リスクへの対応能力向上を図り、居住環境及び経済基盤の改善に寄与します。



インドネシアでの洪水被害の様子

期待される事業効果

主な定性的効果

洪水・浸水に起因する保健・健康影響の軽減、周辺地域の衛生環境の向上等

主な定量的指標*

	基準値 (2016年)	目標値 (2026年**)
河川の流下能力 (m ³ /s) (10 年確率降雨強度)	50	240
氾濫地域 (km ²)	10.9	0

*本事業は、複数地方都市（ブカンバル、パダン、ジャンビ、ビマ）におけるサブ・プロジェクトにより構成。上記パダン地域でのサブ・プロジェクトの効果指標の一例。

**事業完成2年後（事後評価予定年）

V. 有償資金協力業務：海外投融資の概要①

海外市場進出時の
ボトルネック

ファイナンス組成上の 問題点

- 期間のミスマッチ
(特にインフラ)
- 高い事業リスク
- 長期で安定的なリスク
マネー提供者／レンダー
の不在

案件組成に係る コスト高

- 途上国市場の情報不足
- 事業実施経験不足

事業実施上の 不確実性

- 完工リスク
- 法令／政策／制度変更
リスク

官民のリスク分担の あるべき姿

- 需要変動リスクへの対応まで
取るPPP案件は限定的

開発途上国でのビジネス実施においてJICAと連携することのメリット

開発途上国の開発に資するビジネス成立に不可欠な要素を、各種スキームで総合的に支援

⇒ 例：政策・制度改善、計画立案、運営維持管理指導等の技術協力

インフラを中心とし、途上国での豊富な支援実績を通じ構築した先方政府との関係を活用しリスク軽減の可能性

⇒ 例：料金政策の着実な実行の担保

途上国におけるネットワーク・知見の提供

⇒ 例：情報不足の補完（コスト／参入障壁低減）

長期でゆるやかな条件の資金提供

民間企業の海外展開における情報、知見、資金等の提供

海外投融資
(JICA債の調達資金充当対象)

各種連携メニュー
(p27 中小企業・SDGsビジネス支援事業等)

V. 有償資金協力業務：海外投融資の概要②

- SDGs達成に向けた開発資金の不足に対応するため、新たなODAの役割として民間資金を動員・触媒することが求められており、JICAは、SDGs達成に貢献する事業に対して、譲許的資金及びリスクキャピタルを提供し、より多くの民間投資と融資を動員することを目指します。

	顧客	民間企業 ESGへの取組みやSDGs貢献の観点からコミットメントが強く、リスクの高い開発途上地域における案件を成功させる能力・知見を有する企業。 なお、制度金融の役割分担に鑑み、非日系企業も積極的に検討する。
	分野	SDGs SDGsに貢献する事業を対象とし、特に以下重点分野を優先的に検討する。 ・経済開発：エネルギー、経済成長・雇用、インフラ・産業、都市開発 ・社会開発：飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生 ・環境：気候変動、森林・生物多様性
	商品	融資 ①事業会社向け融資、②プロジェクトファイナンス、③途上国の地場銀行向け融資 一般の金融機関よりリスクを取り、かつ譲許的な融資条件で事業性を補完する。
		出資 ①事業会社向け出資（主に未上場株）、②ファンド向け出資（原則LP投資） 出資額の25%かつ最大株主とならない範囲に留める。
	All JICA	総合支援 対途上国政府向けの円借款・技術協力・無償や協力準備調査（PPPインフラ事業）（※）を総合的に活用し、All JICAで民間連携を主流化し付加価値を創出する。

（※）本邦民間法人には、海外投融資を活用した事業実施を前提に、最大1.5億円の予算で提案事業の事業計画策定を支援する「協力準備調査（PPPインフラ事業）」を用意

IV. 有償資金協力業務：海外投融資の事業例（実施中事業）

5 ジェンダー平等を
実現しよう



金融アクセス向上を通じ、女性のエンパワメントを促進

事業名 Women's World Banking女性の金融アクセス向上事業
国・地域 アフリカ地域及びその他開発途上地域
承諾額 1,150万米ドル（海外投融資による出資額）
承諾日 2020年2月14日

金融機関に口座を持たない世界の成人人口約17億人のうち約10億人は女性であり、開発途上国の女性は金融サービスへのアクセスが限られています。本事業は、アフリカ地域を中心に開発途上国の女性向け金融サービスを提供する金融機関への投融資を行うファンド「Women's World Banking Capital Partners II」への出資を通じ、開発途上国における女性起業家の金融アクセスを改善し、女性の経済的エンパワメントを促進するものです。

期待される事業効果

定性的効果

女性の金融アクセス促進、女性の収入向上、女性起業家の企業の売上増大

定量的効果

	基準値 (2020年)	目標値 (2030年*)
投融資件数（件）	0	12~15
投融資先の平均 女性顧客比率(%)	n/a	50.0

*ファンド終了年



ナイジェリア・ラゴスの市場で売り物の野菜を準備する女性



ナイジェリア・ラゴスの市場で服飾関係の商店を営む女性

VI. 国内パートナーとの連携：連携協定・覚書

- JICAは、多くの地域金融機関、大学、行政と連携協定／覚書を締結し、中小企業の海外展開サポートや開発途上国の開発・発展及び日本の地域活性化、国際協力事業の質の向上やノウハウの活用、国際協力人材の効果的育成、国際協力への理解促進等を推進しています。

JICAと連携するメリット

JICA支援制度の活用

JICAが持つ開発途上国
現地情報の活用

地元地域・企業の
活性化

メディア等で
取り上げられることによる
広報効果

社員・職員の人材育成

地域金融機関との 連携協定／覚書締結例

帯広信用金庫（北海道）	千葉銀行（千葉県）	京都信用金庫（京都府）
青森銀行（青森県）	第四銀行（新潟県）	京都中央信用金庫（京都府）
岩手銀行（岩手県）	北國銀行（石川県）	尼崎信用金庫（兵庫県）
七十七銀行（宮城県）	福井銀行（福井県）	南都銀行（奈良県）
秋田銀行（秋田県）	北陸銀行（富山県）	鳥取銀行（鳥取県）
北都銀行（秋田県）	山梨中央銀行（山梨県）	山陰合同銀行（島根県）
荘内銀行（山形県）	八十二銀行（長野県）	山口フィナンシャルグループ（山口県）
山形銀行（山形県）	岐阜信用金庫（岐阜県）	阿波銀行（徳島県）
東邦銀行（福島県）	十六銀行（岐阜県）	百十四銀行（香川県）
常陽銀行（茨城県）	浜松いわた信用金庫（静岡県）	伊予銀行（愛媛県）
筑波銀行（茨城県）	静岡銀行（静岡県）	愛媛銀行（愛媛県）
栃木銀行（栃木県）	清水銀行（静岡県）	四国銀行（高知県）
足利銀行（栃木県）	しずおか信用金庫（静岡県）	福岡ひびき信用金庫（福岡県）
足利小山信用金庫（栃木県）	中京銀行（愛知県）	宮崎銀行（宮崎県）
群馬銀行（群馬県）	名古屋銀行（愛知県）	大分銀行（大分県）
東和銀行（群馬県）	愛知銀行（愛知県）	沖縄振興開発金融公庫（沖縄県）
第一勧業信用組合（東京都）	滋賀銀行（滋賀県）	沖縄銀行（沖縄県）
	第三銀行（三重県）	

大学との 包括的連携協力協定／覚書締結例

帯広畜産大学	横浜市立大学	鳥取大学
北海道大学	金沢大学	山口大学
秋田大学	金沢学院大学	鳴門教育大学
国際大学	名古屋大学	香川大学
筑波大学	愛知大学	愛媛大学
茨城大学	愛知淑徳大学	高知大学
埼玉大学	三重大学	徳島大学
東京大学	京都大学	九州大学
早稲田大学	立命館大学	九州工業大学
上智大学	大阪大学	立命館アジア太平洋大学
一橋大学	関西国際大学	長崎大学
芝浦工業大学	神戸大学	長崎県立大学
順天堂大学	広島大学	琉球大学
横浜国立大学		

行政との 連携協定／覚書締結例

横浜市
北九州市
沖縄県
熊本県
兵庫県
神戸市
埼玉県
宮城県東松島市
富山市
島根県隠岐郡海士町
大阪府東成区

2021年3月末時点

VI. 地域経済活性化：中小企業・SDGsビジネス支援事業

- 優れた技術や製品を持つ中小企業等の海外展開をサポートし、開発途上国の発展と日本の地域経済活性化を目指しています。

中小企業・SDGsビジネス支援事業のメニュー

中小企業・SDGsビジネス支援事業			
	現地で基礎的な 情報を収集したい	ビジネスモデルを 策定したい	ビジネス活動計画を 実証・策定したい
概要	基礎調査 基礎情報の収集・分析 （数か月～1年程度）	案件化調査 技術・製品・ノウハウ等の活 用可能性を検討し、ビジネ スモデルの素案を策定（数 か月～1年程度）	普及・実証・ ビジネス化事業 技術・製品やビジネスモデ ルの検証。普及活動を通 じ、事業計画案を策定 （1～3年程度）
原則 中小・中堅 企業	中小企業 支援型 中小企業支援型 （850万円 または980万円） ※中堅企業は対象外	中小企業支援型 中小企業支援型 （3千万円 または5千万円）	中小企業支援型 中小企業支援型 （1億円、1.5億円 または2億円）
原則 大企業	SDGsビジネス 支援型 なし	SDGsビジネス支援型 SDGsビジネス支援型 （850万円）	SDGsビジネス支援型 SDGsビジネス支援型 （5千万円）



VI. 地域経済活性化：中小企業・SDGsビジネス支援事業の事例

- これまでに、日本国内の様々な企業様に本事業を活用いただいています。

愛知県 | ベトナム | 案件化調査 / 普及・実証・ビジネス化事業※

株式会社豊岡販売

※株式会社トヨオカ（採択企業）から事業移管

※採択時のスキーム名は「普及・実証事業」



上：育成されたベトナム人MT（写真中央手前）が産業用ロボットの取り扱いと操作方法を指導する 左下：MT資格の取得を目指して研修を受けるトレーニングセンターの職員たち 右下：サイゴン・ハイテクパーク・トレーニングセンター日本連絡事務所の開所式
写真：豊岡販売（上／左下）、サイゴン・ハイテクパーク・トレーニングセンター（右下）

工業国化を目指すベトナムでは、安価な労働力に支えられてきた軽工業から、付加価値の高い産業構造へと転換を図るため、生産性を高め国際競争力を上げていくことが課題となっています。

愛知県岡崎市に所在する豊岡グループは、案件化調査と普及・実証事業を通じて産業用ロボットの普及と関連人材の育成を支援。産業構造の高度化を促す事を目的として、ホーチミン市のサイゴン・ハイテクパーク内にあるトレーニングセンターに小型ロボット付の実習システムを導入し、ファクトリーオートメーション（FA）研修を行うマスタートレーナー（MT）を育成しました。普及・実証事業が終了してからは、MT資格を取得した6人のセンター職員がハイテクパーク内に進出する企業やホーチミン周辺の企業で活躍するエンジニアなどに研修を実施しています。

株式会社豊岡販売は「研修を通じて産業用ロボットの導入とFA化に対するニーズが高まれば、日本国内で多くの導入支援実績を持つ当社にとって大きなビジネスチャンスになる」と期待しています。

また日本でも、少子高齢化による労働人口の減少に伴い、産業用ロボットによるFA化やそれを支える技術者への需要が急速に高まっており、ハイテクパークで育成された現地のエンジニアが、ベトナム国内はもちろん日本でも活躍してくれるのではないかと、各方面から期待が寄せられています。実際、2019年10月にハイテクパークの日本連絡事務所が豊岡販売の社内に設置されるなど、近い将来、日本側の人材ニーズへ対応する準備が進んでいます。

産業用ロボットで
工業の高度化に貢献

VI. 国内パートナーとの連携： 行政との連携

JICAと地方自治体の連携

- 日本の地方自治体には、地域住民向けのサービスとして、上下水道、廃棄物処理、保健衛生・母子保健、社会福祉、農業普及、初等・中等教育、職業訓練、環境保全、公共交通といった分野で、これまで蓄積してきたノウハウと人材が豊富に存在しています。これらの経験・知見は、地方分権化が進む開発途上国において必要とされています。
- 開発途上国の多様なニーズに応え、地域市民の方々の理解・支持・参加の下で国際協力を行うとともに、地域の国際化・活性化を視野に入れた国際協力を進めていくため、JICAは地方自治体と連携した国際協力を積極的に推進しています。

連携事例：都市上水道の維持管理研修（途上国水道職員の視察・講義受入れ）～各自治体の知見を共有～

奈良市企業局様

砂利層により水をろ過する「緩速ろ過方式」を採用した小規模浄水場（奈良市緑が丘浄水場）



大阪市水道局様

国際協力の歴史と経験
体験型研修センター
蓄積したデータとノウハウ



京都市上下水道局様

歴史ある琵琶湖疏水による受水
中間塩素処理を用いた浄水処理



神戸市水道局様

高低差のある地形での配水設備
民間企業と連携した積極的海外展開



VI. 国内パートナーとの連携：大学等との連携

JICAと学校法人の連携

- 教育はすべての人々が等しく享受すべき基本的権利であり、SDGsのすべてのゴールの達成を下支えする重要な役割を担っています。

共同研究・ 科学技術協力

環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題の解決を視野に、これら諸課題の解決に繋がる新たな知見の獲得及びその研究成果の社会還元を目指し、開発途上国の社会的ニーズをもとに我が国の研究機関と開発途上国の研究機関とが協力して、技術協力プロジェクトの枠組みにより国際共同研究を推進しています。



教育・人材 育成

JICAは、就学前教育から初中等教育、職業技術教育・訓練、高等教育、識字・ノンフォーマル教育に至るまで教育セクターを包括的に俯瞰し、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び」を相手国が実現できるよう協力に取り組んでいます。



SDGsへの 取り組み

JICAは、日本政府の教育戦略に基づき、2030年までのSDG教育目標の達成に向けて取り組むために、2016年9月にSDGsポジションペーパーGoal4（教育）を策定しました。



(例) ABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成: African Business Education initiative for Youth）

- ABEイニシアティブは、アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者を日本に招き、日本の大学での修士号取得と日本企業などでのインターンシップの機会を提供するプログラムです
- 2014年以来、2020年3月までにアフリカ54か国すべての国から、1,286人が来日。うち、100名超が日本企業に採用・日本企業とのパートナーとして現地で活躍しています



VII. 国際協力機構のESG（協力事業）：環境・社会

女性の経済的エンパワメントの推進

5 ジェンダー平等を
実現しよう



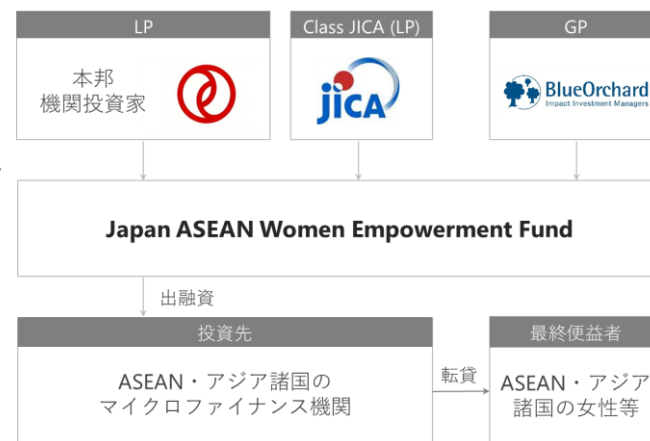
- 開発途上国では、ジェンダーに基づく差別的な慣行や法制度等によって、様々な機会や情報、資源へのアクセスが限られていることがあります。
- ジェンダーの視点をあらゆる事業に取り入れることにより、格差の是正や女性のエンパワメントにつながる仕組みを展開しています。



（事例）インド「デリー高速輸送システム建設事業」：
女性警備員・駅員の配置や女性専用車両の導入等による安全性配慮



（事例）日本ASEAN女性エンパワメントファンドへの出資：ASEAN諸国において、女性のエンパワメントを支援するマイクロファイナンス機関（MFI）に対する資金提供を行うことにより、同地域の女性への金融アクセスの向上を図る



気候変動対策への取り組み

13 気候変動に
具体的な対策を



- パリ協定や、日本政府の2050年までのカーボンニュートラル宣言を踏まえ、気候変動対策への取り組みを強化しています。
- JICAは、長期的視点で、途上国の脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会づくりを支援します。

（事例）フィリピン「パッシング・マリキナ川河川改修事業」：
マニラ首都圏中心部を貫流するパッシング・マリキナ川流域における洪水対策計画の策定及びその実施、ハザードマップ作成等



VII. 国際協力機構のESG（協力事業）：社会・ガバナンス

ガバナンス面も含めた事業リスク分析及び国家経済的（社会的）観点からの事業評価

■ ガバナンス面も含めた事業リスク分析

事業の開発効果の発現を確保するため、案件審査時に、借款資金の償還可能性のみならず、政府、現地コミュニティ等のステークホルダーに関するリスク、実施機関に関するリスク（財務面・技術面の実施能力、ガバナンス体制）等を確認。

■ 社会的インパクトの観点からの事業評価

有償資金協力事業の審査時に、事業単体の財務便益の評価（財務的内部収益率（FIRR）の算出）に加え、事業の国家経済的（社会的インパクト）見地からの経済便益の評価（経済的内部収益率（EIRR）の算出）も行い、総合的に事業を評価。

不正腐敗防止及び透明性の確保

■ 不正腐敗防止ガイダンス・相談窓口

贈収賄等を防止するため「JICA不正腐敗防止ガイダンス」を各種言語で作成・公開し、これを周知・活用してJICA事業の関係者に対して不正腐敗の防止を促している。また、不正腐敗情報相談窓口を設置し、常時相談を受付。

■ 円借款プロジェクトの契約における透明性の確保及び片務契約の防止

- 有償資金協力の円借款事業に関して、調達ガイドライン及びコンサルタント雇用ガイドラインを作成し、借入人による同ガイドラインの遵守を借款契約に規定することで、調達／選定過程における透明性の確保を企図。
- ガイドライン上で、国際基準であるFIDIC（国際コンサルティング・エンジニア連盟）の標準契約約款に準拠した「円借款事業に係る標準入札書類」の使用を義務化し、片務的契約を防止。

VII. 国際協力機構のESG（組織全体）：環境・社会

環境方針

- 「JICA環境方針」（2004年策定、2015年更新）に沿って、環境への取り組みを推進しています。2005年度にISO14001の認証を取得しました。2013年からは、独自の環境マネジメントシステムに移行し、環境への取り組みを強化しています。

「JICA環境方針」の主な項目：

- （1）国際協力事業を通じた環境対策の推進、（2）環境啓発活動の推進、（3）オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、（4）環境法規制等の遵守

ダイバーシティ&インクルージョン

- 職員約1,900人のうち、女性は約4割。海外赴任者における女性の占める割合は約3割
 - ✓ 女性管理職比率：2020年3月末実績18.6%（日本政府が定めた独法全体の目標値（15%）を達成済）
 - ✓ 2016年「女性活躍パワーアップ大賞」（主催：日本生産性本部ワーキングウーマン・パワーアップ会議）にて奨励賞を受賞）
 - ✓ 「ママのキャリアと昇進意欲を維持する『フェアネス』」（日経DUAL 2018年9月14日）
- 障害者雇用の取り組み：ダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けて、一般職員をメンバーとして「障害者差別解消推進のための定例会」を2か月に一度開催、情報共有や社内のE-learningを使った啓発活動を推進しています。
- 「働き方改革」の推進：多様性のなかで新しい価値を創出するためのチームワーク醸成と成長環境の整備に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染拡大を受け、在宅勤務制度の拡充、テレワーク環境整備のためのITツールのアップデートしています。

安全対策

- 海外で活動するJICA事業関係者が安全に、安心して活動できるよう安全対策に注力
 - 脅威情報の収集・分析・発信態勢の強化
 - 事業関係者等に対する行動規範の共有の徹底
 - 海外拠点等での防護措置の強化、危機発生時の対応能力強化
 - 安全対策に係る研修・訓練機会の整備と拡充
 - ⇒ JICAとの契約有無に関わらず、国際協力事業に従事する幅広い関係者に対して研修機会を提供
- また、各協力事業においても、施設建設等事業に関し、現場における対策強化を実施

VII. 国際協力機構のESG（組織全体）：コーポレートガバナンス（1）

内部統制

■ 内部統制推進体制の整備

業務を総理する理事長の下、内部統制担当理事を定め、総括内部統制推進責任者（総務部長）を配置し、内部統制推進体制を整備しています。内部統制に関する内部規程を策定し、各部署における日常的なモニタリング及び定期的な理事会への報告を実施しています。

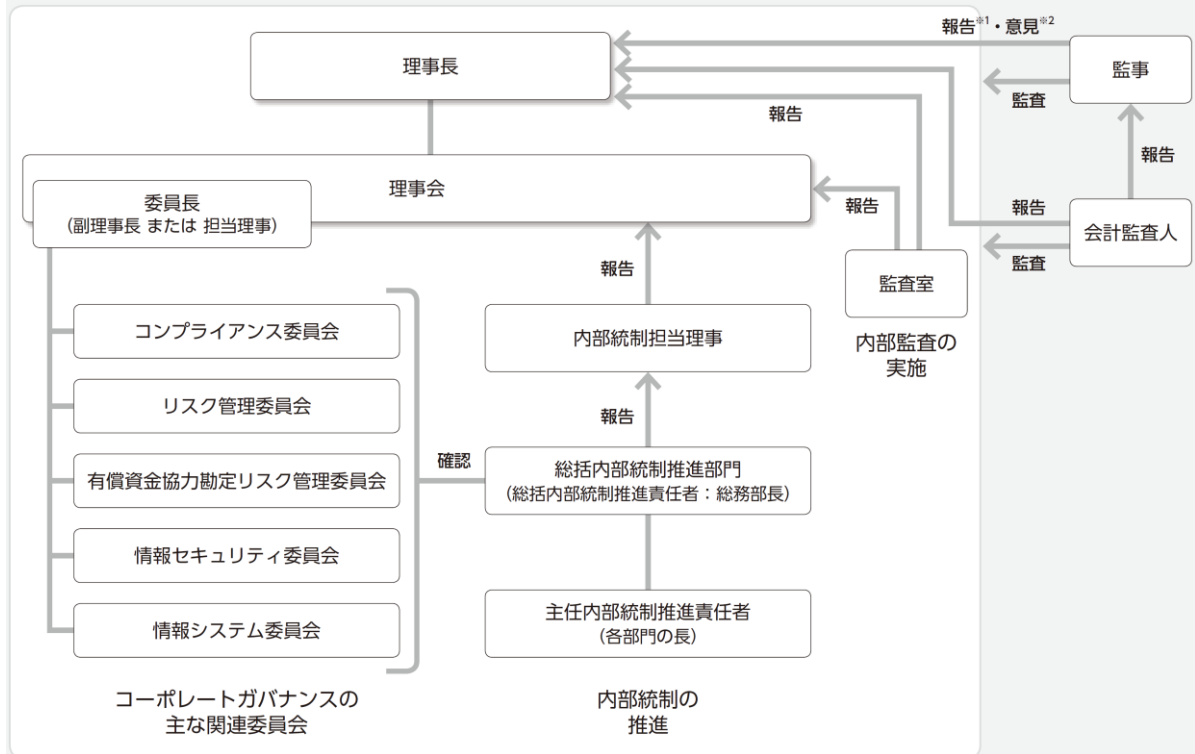
■ 監査実施、結果をフォローアップ

独立部門である監査室による内部監査、監事や会計監査人による監査の実施を通じ、ガバナンスの質を確保しています。

内部・外部通報制度

- JICAの業務運営に関する違法行為等の早期発見及び是正、JICAの業務運営の公正性の確保に資することを目的として、内部通報窓口及び外部通報窓口を設置。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して主務大臣に提出される。

※2 主務大臣にも意見を提出することができる。

VII. 国際協力機構のESG（組織全体）：コーポレートガバナンス（2）

業務運営と業績評価の枠組み

PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクル

■ Plan

主務大臣の定める中期目標（5年間）に基づく、中期計画（5年間）と年度計画の策定

■ Do

計画に基づく業務の実施

■ Check

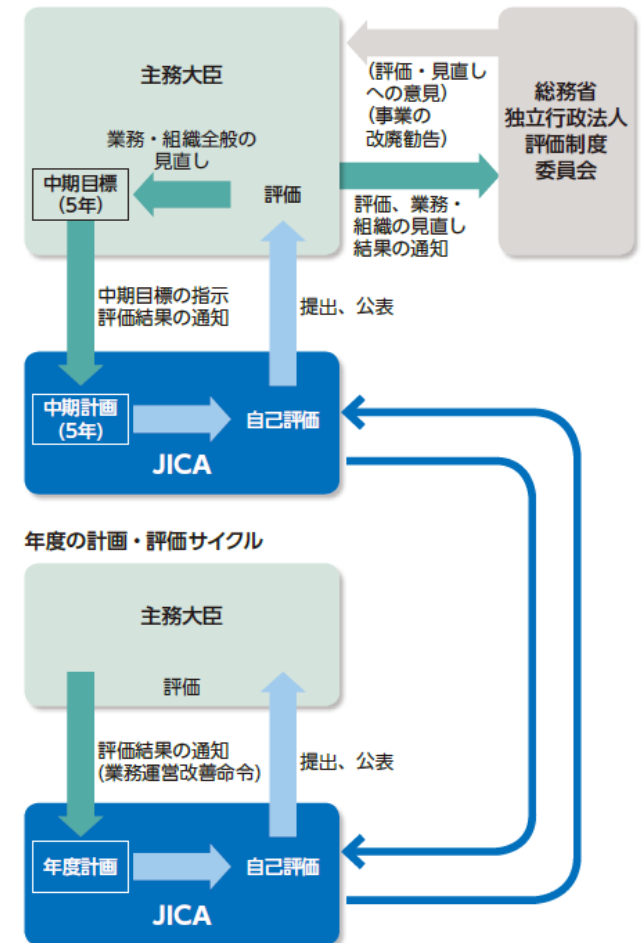
各年度及び中期目標期間終了時における、業績評価（5段階評価）の実施

- 計画の達成状況に関する業績を自己評価の上、結果を主務大臣に提出
- 主務大臣が業績を評価し、結果を通知・公表（外務省HPにて公開）
- （中期目標期間終了時）主務大臣が評価結果に基づき、業務及び組織全般にわたる検討を実施

■ Action

必要な改善・見直しを踏まえた、計画への反映、業務の実施

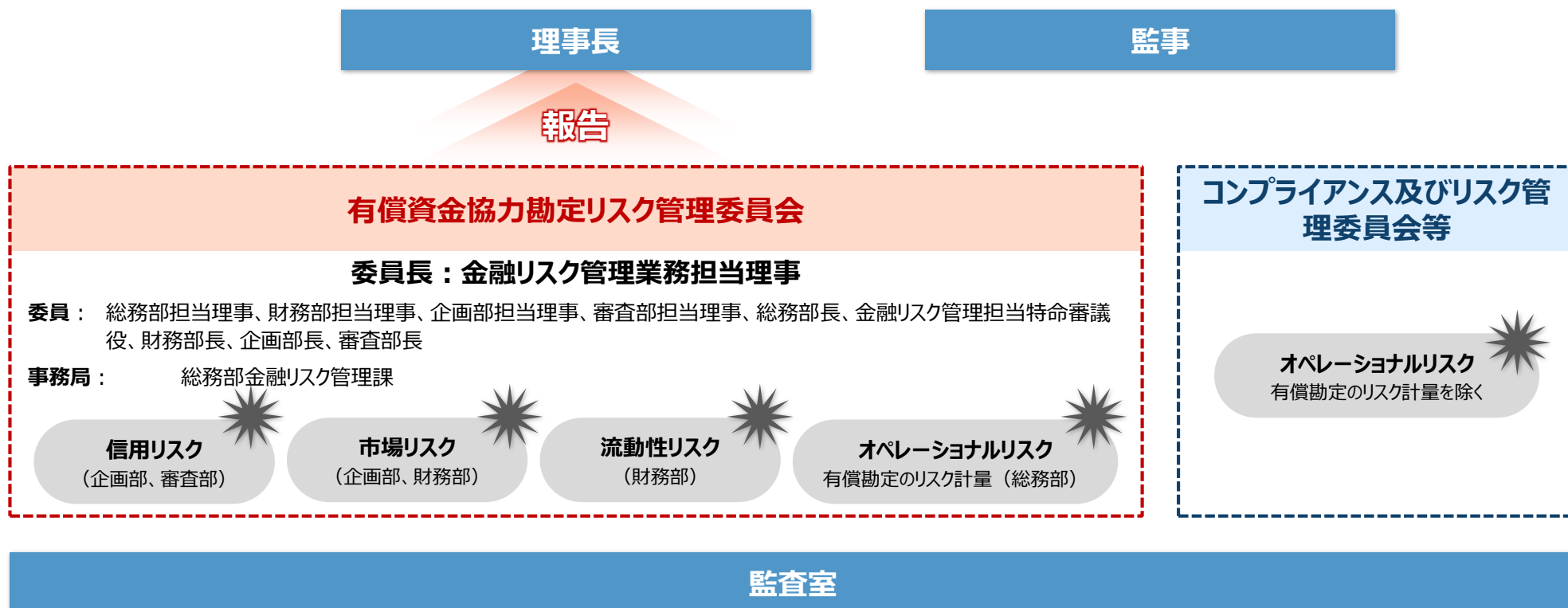
⇒ 業績評価を通じたPDCAサイクルを確保し、より良い業務運営を目指す



VII. 国際協力機構のESG: コーポレートガバナンス (3)

有償資金協力業務の統合的リスク管理態勢

- **有償資金協力勘定統合的リスク管理規程**： 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクの管理方針を策定
- **有償資金協力勘定リスク管理委員会**：
 - 委員長： 金融リスク管理業務担当理事
 - 審議事項： リスクの統合的な管理方針及び分析結果、管理手法等



VII. 国際協力機構のESG: コーポレートガバナンス (4)

有償資金協力業務における信用リスクの特徴・管理

特徴

- 貸出の大宗は**外国政府向け（ソブリン融資）**
⇒ JICAのソブリン債権は相手国の公的債務として取り扱われ、債権国会議（パリクラブ）での交渉・支援対象
- 供与先・供与額は**日本政府の政策**に基づく
⇒ 日本と地理・歴史・経済のつながりが強いアジア地域が中心（特定少数に与信が集中という特殊性）
- 円借款債権は**長期貸出**が前提
⇒ 貸出中に貸付先の政治・経済状況の変化等により債務負担能力が変化する可能性が高い

管理

- 原則として全ての与信先に対して**信用格付**を付与。信用格付は与信先のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを実施
- **資産自己査定**や**与信集中リスク管理**を実施し、信用リスクに応じた**引当金**を計上

政策的判断により債務が削減されたケース

- 2000年に向けて最貧国の債務帳消しを求める国際世論が活発化、2002年11月、日本政府は、債務救済対象国（重債務貧困国（HIPC）等）に対する債務救済の方法を、従来の「債務救済無償の供与」から「JBIC円借款債権の放棄」に変更することを決定
- これを受け、2002年度決算（旧JBIC海外経済協力勘定）以降、債権放棄対象額（8,764億円）について償却もしくは個別引当済み。引当や債権償却の原資として、積立金及び各年度の利益金を充当する一方、財務基盤安定の観点より2003年度以降2009年度まで交付金の形で予算上の手当てを受けた

債権国会議（パリクラブ）とODA債権の位置づけ

- パリクラブとは、対外債務の返済が困難となった国に対して、二国間公的債務（ODA債権及び非ODA債権）の債務再編措置を取り決めるための国際会合（フランス経済財政産業省が主催）。債権国、債務国とも政府が代表となって交渉。
- 債務国がIMFとの間で融資を伴う経済プログラムに合意している事を前提に債務再編措置（繰り延べ又は削減）を行う
- ODA債権と非ODA債権を区別しており、ODA債権は債務削減ではなく繰り延べによる対処が原則

VII. 国際協力機構のESG: コーポレートガバナンス (5)

有償資金協力勘定における金利リスクの主な要因・対応

要因

- 円借款の貸付金利（供与条件）は承諾時に日本政府によって政策的に決定される
- 円借款は事業の進捗に応じて貸付実行されるものが大半であり、貸付金利の決定のタイミングと資金調達のタイミングにずれが生じるため、この期間の金利変動リスクを負っている

対応

- 法制度上の手当てによる自己資本（出資金受入、利益剰余金積立（準備金））の備え
- 金利スワップを実施
- 負債調達（財融借入及びJICA債）の条件多様化
- 円借款供与条件の改定（供与条件見直し頻度の増加、変動金利貸付の拡充等）

金利リスク管理業務

- 金利推移モデルを使用したシミュレーションを実施。各種リスク要因への感応度の低いポートフォリオの模索
- デュレーション、BPV、GPS、EaR、ストレステストの確認・分析等リスク現況の定期的なモニタリングを通じ、リスク管理施策の調整を適宜実施

注）BPV: Basis Point Value, GPS: Grid Point Sensitivity, EaR: Earning at Risk

オペレーショナルリスクへの対応

- 事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、他部門から独立した監査室が、本部、国内拠点、海外拠点の監査を実施
- 「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員および関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めている
- コンプライアンスの推進、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めている

価格変動リスクへの対応

- 保有している株式は、政策目的で保有しており、出資先の市場環境や財務状況、為替などによる評価損の変動をモニタリングしている

流動性リスクへの対応

- 有償資金協力勘定における資金調達は、主として政府からの資金（財政投融資及び一般会計出資金）であり、市場からの調達（JICA債及び短期借入）は限定的であることから、流動性リスクには一定の耐性がある
- 一方、資金繰りリスクとして、予期せぬ延滞の発生等が存在し得ることから、以下の対応をとっている
 - ・ 資金需要に応じた一定の手許余裕金を確保
 - ・ 短期的な資金ギャップに対応する機動的な資金調達手段として、民間金融機関からの借入枠を確保
 - ・ 余裕金運用は、「安全かつ効率的な」資産に限定して実施（通則法第47条、JICA法第36条）

参考情報：勘定区分と決算制度

- 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところによる。（独立行政法人通則法第37条）
- 独立行政法人会計基準は、この省令に準ずるものとして、企業会計の基準に優先して適用されるものとする。（独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第8条）
- 機構は、有償資金協力業務と有償資金協力業務以外の業務につき、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。（独立行政法人国際協力機構法第17条）

勘定	業務	決算頻度	決算発表時期
有償資金協力勘定	有償資金協力	半期ごと (JICA法第28条)	通期決算 6月末頃 半期決算 11月末頃
一般勘定	技術協力 無償資金協力 ^(注) その他の業務	通期ごと (通則法第38条)	通期決算 7月頃 (主務大臣承認後)

(注) 外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。
出所：JICA作成

参考情報：一般勘定予算

- 一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金
- 支出予算は、収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っていない

予算：技術協力

(単位：億円)

		2019年度	2020年度	2021年度
収入	運営費交付金	1,505	1,509	1,507
	その他の収入	60	45	16
	計	1,565	1,554	1,523
支出	一般管理費	91	96	103
	業務経費	1,453	1,431	1,407
	受託経費	2	2	3
	寄附金事業費	2	0	0
	施設整備費	17	25	10
	計	1,565	1,554	1,523

予算：無償資金協力事業規模（外務省予算）

(単位：億円)

2019年度	2020年度	2021年度
1,631	1,632	1,632

出所：JICA作成

(※) 単位未満は四捨五入しており、合計と内訳が一致しない場合もあります

参考情報：一般勘定決算

比較損益計算書

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
経常費用	247,543	234,674
経常収益	238,451	233,350
（うち運営費交付金収益）	139,031	137,013
（うち無償資金協力事業資金収入）	94,985	89,236
経常利益 （△経常損失）	△9,093	△1,324
臨時損失	34	16,057
臨時利益	68	16,042
当期純利益 （△当期純損失）	△9,059	△1,338
前中期目標期間繰越積立金取崩額	12,227	4,459
当期総利益	3,168	3,121

比較貸借対照表

(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
流動資産	242,081	232,485
固定資産	44,130	59,619
資産合計	286,211	292,104
流動負債	223,604	242,234
固定負債	7,626	23,344
負債合計	231,230	265,578
資本金	62,452	62,452
資本剰余金	△21,957	△22,441
利益剰余金	14,485	13,008
純資産合計	54,981	53,019
負債純資産合計	286,211	318,597

(※)

単位未満は四捨五入しており、合計と内訳が一致しない場合もあります



お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構

財務部 財務第一課

住所 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

TEL 03-5226-9279

FAX 03-5226-6383

URL <http://www.jica.go.jp/investor/index.html>

免責事項

本資料は、当機構に関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、債券の募集、販売などの勧誘を目的としたものではありません。また、本資料に記載されている機構以外の国内機関、国際機関、統計数値などにかかわる情報は、公開情報などから引用したものであり、情報の正確性などについて保証するものではありません。

債券への投資をご検討される場合には、当該債券の発行にあたり作成される債券内容説明書およびその他入手可能な直近の情報などをご確認頂き、投資家の皆様のご自身の責任でご判断下さいますようお願い致します。